

大情個答申第5号
平成21年12月1日

大津市長 目片 信 様

大津市情報公開・個人情報保護審査会
会長 駒 林 良 則

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項等について（答申）

平成21年11月13日付け、大福保子第34号で諮問のありましたことについて、審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、今回適当と認めた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められ、個人情報の取扱いについて万全の保護措置を図られるよう要請します。

記

- 1 個人情報の目的外の利用・提供制限の例外に関する事項(条例第12条第2項関係)について
諮問された事項については、公益上の必要性その他相当の理由があり、個人情報の提供については、やむを得ないものと認められる。

個人情報の目的外の利用・提供制限の例外に関する事項(条例第12条第2項関係)
 (個別事項)

番号	項目 (所管課)	目的外利用・提供が認められる理由
1	<p>「大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業」に係る対象家庭リストを、各地区民生委員児童委員協議会に配布することについて。</p> <p>(保育課子育て総合支援センター)</p>	<p>諮問に係る「大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業」は、母子保健法に基づく新生児訪問事業と児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業を総称したものである。その事業の一環として、乳児家庭全戸訪問業務の実施と、「大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業」の対象児すべての見守りのために、厚生労働大臣から委嘱を受けた特別職の地方公務員である民生委員児童委員の地区協議会に対して、最小限の情報を提供するものであり、当該個人情報の提供については、やむを得ないものと判断する。</p> <p>なお、当該事業に係る情報は、万一漏えい等が発生すれば、犯罪行為等に利用されかねないことを十分考慮し、地区民生委員児童委員協議会(会長)及び担当の民生委員児童委員に対して、守秘義務の厳守やリストの安全な保管等、情報の取扱いと管理について万全が期されるよう、指導を徹底することを条件とする。</p> <p>また、民生委員児童委員と連携して乳児家庭全戸訪問業務にあたる公立及び私立の保育園並びに担当の保育士に対しても、守秘義務や個人情報の保管等、情報の取扱いと管理について、指導を徹底されたい。</p>